

岩手県告示第 511 号

次の救急診療所は、救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 1 条に規定する救急診療所である。

平成 18 年 4 月 1 日

岩手県知事 増 田 寛 也

診療所の名称	所在地	救急診療所として効力を有する期限
岩手県立中央病院附属紫波地域診療センター	紫波郡紫波町桜町字三本木 32 番地	平成 21 年 3 月 31 日
岩手県立磐井病院附属花泉地域診療センター	一関市花泉町涌津字上原 31 番地	平成 21 年 3 月 31 日